

○東京藝術大学美術学部副学部長に関する内規

〔平成16年6月10日〕
制 定

改正 平成25年4月18日 平成25年10月24日
平成26年7月17日 平成28年3月12日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学学則第29条及び第41条の規定に基づき、東京藝術大学美術学部に、美術学部長（以下「学部長」という。）の職務を補佐するため、副学部長3名を置くことができるものとし、職務等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学部長は、学部長の指示を受け、学部長の職務を補佐する。

(推薦)

第3条 学部長は、美術学部教授会構成員のうちから副学部長候補者を指名し、学長に推薦する。なお、副学部長候補者のうち評議員として推薦する教授は、美術学部教授会において選出された者を指名する。

(任期)

第4条 副学部長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該副学部長を選考した学部長の任期の終期を超えることはできない。
- 3 副学部長が欠員となった場合の後任の副学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、副学部長の職務等に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。